

計画作成年度	令和6年度
計画主体	柳川市

# 柳川市鳥獣被害防止計画

## <連絡先>

担当部署名 柳川市産業経済部農政課  
所在地 柳川市大和町鷹ノ尾120  
電話番号 0944-77-8732  
FAX番号 0944-76-1135  
メールアドレス nosei@city.yanagawa.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	カラス、ドバト、キジバト、ムクドリ、カモ類、サギ類、オオバン、アライグマ
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	柳川市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度～令和5年度平均値）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
		被害金額	被害面積
カラス	麦類	850千円	200a
	豆類	450千円	133a
	果樹	1,564千円	19a
ムクドリ	果樹	283千円	3a
カモ類	麦類	2,733千円	604a
カモ類	養殖ノリ	29,381千円	—
ドバト	—	—	—
キジバト	—	—	—
サギ類	—	—	—
オオバン	—	—	—
アライグマ	—	—	—

(2) 被害の傾向

<p>年間を通して被害が発生しており、麦、果樹への被害が多い。</p> <p>ハシブトガラス、ハシボソガラス、ドバト、キジバト、ムクドリ、サギ類は、年間を通じて市内全域で生息している。ミヤマガラス、カモ類は、秋から春にかけて数百羽の群れで生息している。また、オオバンは海岸付近の農地に100羽程度生息している。</p> <p>カラスは、麦、大豆、ブドウなどの農作物への被害、また、糞害等の生活環境被害が多く発生している。ドバト、キジバトは麦への被害、また、集合住宅や駅、学校等における糞害等の生活環境被害が発生している。ムクドリは、イチジクなどへの被害が発生している。カモ類は、養殖ノリの被害が栽培期間中全般に亘り発生し、麦の被害も発生している。サギ類による、植え付け直後の水稻への被害が発生している。</p> <p>オオバンによる麦の被害が海岸付近の農地で発生している。</p> <p>近年はアライグマによるハウス栽培のイチゴや家庭菜園、住宅地への侵入被害も報告されている。</p>
--

(3) 被害の軽減目標

鳥獣名	指標	現状値(令和3年度～令和5年度平均)	目標値(令和9年度)
カラス	被害金額	2,865千円	2,292千円
	被害面積	352a	281a
ムクドリ	被害金額	283千円	226千円
	被害面積	3a	2a
カモ類(農作物)	被害金額	2,733千円	2,186千円
	被害面積	604a	483a
カモ類(養殖ノリ)	被害金額	29,381千円	23,504千円
トバト	被害金額	—	—
	被害面積	—	—
キジバト	被害金額	—	—
	被害面積	—	—
サギ類	被害金額	—	—
	被害面積	—	—
オオバン	被害金額	—	—
	被害面積	—	—
アライグマ	被害金額	—	—
	被害面積	—	—

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○柳川猟友会に委託して年4回銃器での捕獲を行っている。(カラス、ドバト、キジバト、ムクドリ、カモ類、サギ類、オオバン)</li> <li>○より効率的な捕獲を行うため近隣市町村との一斉捕獲を実施している。</li> <li>○カモ類については、有明海漁連や関係市と連携し、撃退機等による追い払いや捕獲等の対策を行っている。</li> <li>○オオバンについては、防鳥ネットやテグス等を設置し、侵入防止の対策を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○狩猟者人口の減少と柳川猟友会員の高齢化が進む状況の中、今後新たな担い手確保が必要となる。</li> <li>○鳥獣は市町村の境界を越えて被害を及ぼすので周辺の市町村と連携した対策を講じる必要がある。</li> <li>○猟友会の活動に対する財政的な支援に限界がある。</li> <li>○銃器による事故が懸念される。</li> <li>○銃器で鳥獣の個体数を減らすことは限界がある。</li> <li>○生ごみや残渣の適切な管理でカラスなどが生息しにくい環境づくりをすすめる必要がある。</li> </ul>

防護柵の設置等に関する取組		
生息環境管理その他の取組		

### (5) 今後の取組方針

- ・ 生息地や行動範囲を把握し、一斉捕獲などの効率的な捕獲に努める。
- ・ 猟友会員の高齢化が進んでおり、10年後20年後を考えると有害鳥獣による農作物への被害はより深刻なものとなる。したがって後継者の育成を図る。
- ・ 市街地での被害も広がっているものの、地域住民への配慮が必要なため、箱罠を設置するなど、銃器以外の捕獲方法の検討や被害防止機材の使用による実証実験等にも取り組む。

## 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

捕獲については、今後も柳川猟友会への委託による有害鳥獣捕獲を中心に行うが、狩猟者人口の減少や高齢化が進行していることから、一部捕獲によるだけでは、農作物対策としては限界があり、地域との情報を密にし、新たな担い手を育成する等して地域が一体となって捕獲体制の整備を図る。

養殖ノリにおけるカモ類については、有明海漁連を主体とし、関係市と連携した、捕獲体制の整備を図る。

### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度	カラス ドバト キジバト ムクドリ カモ類 サギ類 オオバン アライグマ	①農協職員や担い手農家に対して、猟友会等による研修会を開催し、若手狩猟者の育成を図る。 ②広報紙等を通じて、住民に対し有害鳥獣捕獲に関する理解を促す。 ③試験的な箱ワナ設置による捕獲取組み。 ④カモ類については、撃退機等による追払いや捕獲等の対策を行っていく。

令和8年度	カラス ドバト キジバト ムクドリ カモ類 サギ類 オオバン アライグマ	①農協職員や担い手農家に対して、猟友会等による研修会を開催し、若手狩猟者の育成を図る。 ②広報紙等を通じて、住民に対し有害鳥獣捕獲に関する理解を促す。 ③試験的な箱ワナ設置による捕獲取組み。 ④カモ類については、撃退機等による追払いや捕獲等の対策を行っていく。
令和9年度	カラス ドバト キジバト ムクドリ カモ類 サギ類 オオバン アライグマ	①農協職員や担い手農家に対して、猟友会等による研修会を開催し、若手狩猟者の育成を図る。 ②広報紙等を通じて、住民に対し有害鳥獣捕獲に関する理解を促す。 ③試験的な箱ワナ設置による捕獲取組み。 ④カモ類については、撃退機等による追払いや捕獲等の対策を行っていく。

### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
直近3ヶ年の捕獲実績、県の生息状況に関する情報及び対象鳥獣による農林水産物、生活環境被害の拡大傾向等を総合的に勘案し、生態系に影響を及ぼさない程度に適切な捕獲計画数を設定する。

対象鳥獣	捕獲計画数等（羽、頭）		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
カラス	450	450	450
ドバト	450	450	450
キジバト	150	150	150
ムクドリ	300	300	300
カモ類	250	250	250
サギ類	100	100	100
オオバン	50	50	50
アライグマ	50	50	50

捕獲等の取組内容
被害作物の播種・収穫時期や住民被害の状況を考慮し、銃器による捕獲を実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取り組み内容

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

#### 4. 防護柵の設置等に関する事項

##### (1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

##### (2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

#### 5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

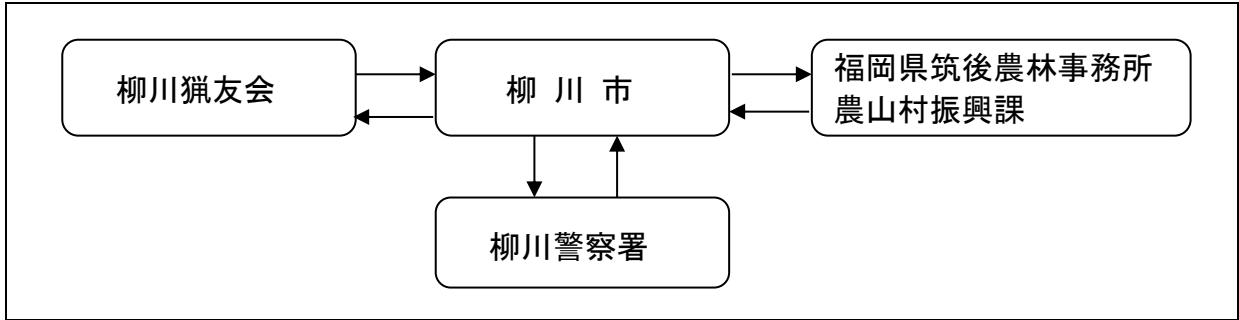
年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度 ～9年度	カラス ドバト キジバト ムクドリ カモ類 サギ類 オオバン アライグマ	鳥獣被害防止の原則は防除にあることを周知徹底するため、耕作放棄防止や果樹等の摘み残しを無くすなどの具体的な防除策を広報等で呼び掛ける。 アライグマについては市生活環境課と連携をとり、必要に応じて箱わなの貸し出し等を行う。

#### 6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

##### (1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
柳川市	「野生鳥獣による生活被害対策行動基準」（柳川市作成）に則り、県、警察、猟友会と連携した対応をとる。
柳川猟友会	市と連携した対応を図る。
福岡県筑後農林事務所 農山村振興課	市と連携した対応を図る。
柳川警察署	市と連携した対応を図る。

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣は厚めの袋に入れ、柳川ひまわりセンター（ごみ焼却施設）に搬入して焼却する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その他有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	散弾を被弾した鳥獣は、食品や飼料等の利用に適しないため、焼却処分する。
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	

(2) 加工処理施設の取組

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

## 9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

### (1) 協議会に関する事項

協議会の名称	柳川市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
柳川市農政課	関係機関との連絡体制の構築 被害防止対策の事務手続き又は実施時の従事
柳川市生活環境課	有害鳥獣に関する情報の共有
柳川農業協同組合	被害防止対策実施時の協力
柳川猟友会	被害防止対策の実施
農業者代表	被害等の把握と報告
柳川市水産振興課	養殖ノリ被害に関する関係機関との連絡体制の構築
福岡有明海漁業協同組合連合会	被害防止対策の実施

### (2) 関係機関に関する事項

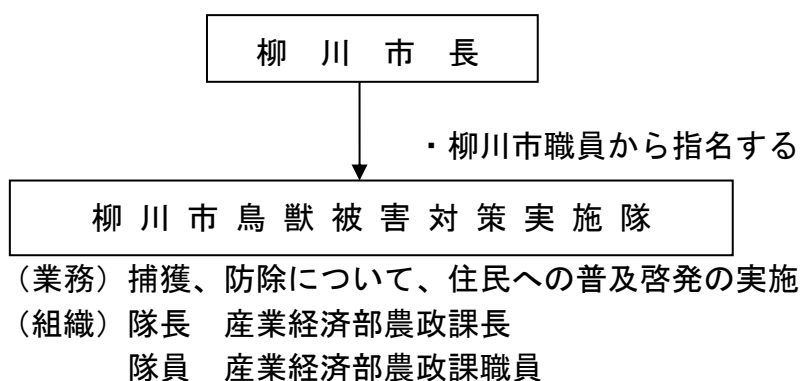
関係機関の名称	役割
福岡県筑後農林事務所 農山村振興課	生息状況等に関する情報の提供 被害防止対策に関する技術的な助言
福岡県筑後農林事務所 南筑後普及指導センター	被害防止対策に関する技術的な助言
福岡県水産海洋技術センター 有明海研究所のり養殖課	養殖ノリ被害防止対策に関する技術的な助言

### (3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

柳川市職員（市長が指名）による柳川市鳥獣被害対策実施隊の組織を検討し、捕獲、防除について普及啓発を行い、農作物等への被害防止に取り組む。

また、実施隊に捕獲従事者を加え、より効果的に被害を防止するための体制整備強化も検討する。

#### <柳川市鳥獣被害対策実施隊 実施体制図（案）>



### (4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

関係機関との連携を密に図り、効果的な実施体制を整備する。

## 10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害防止にあたっては、他市町村の実施状況や専門的知識を有する者などの意見を参考に効果的な捕獲・防除方法を検討していく。